

福岡県公報

令和3年9月28日
第 237 号

目 次

告 示 (第824号 - 第834号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 1
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課) …………… 4
○救急病院の認定	(医療指導課) …………… 4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) …………… 5
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課) …………… 5
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) …………… 5

公 告

○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 6
○福岡県人事行政の運営等の状況の公表	(人 事 課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 39
○落札者等の公示	(教育庁施設課) …………… 39
○落札者等の公示	(教育庁施設課) …………… 39

労働委員会

○福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について

(労働委員会事務局調整課) …………… 40

告 示

福岡県告示第824号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字川内1320の1、1660の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第825号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和3年11月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	令和3年11月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	令和3年11月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	令和3年11月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮相島漁業協同組合本所	新宮町
	令和3年11月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	令和3年11月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	令和3年11月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	カルチャーセンター	須恵町
	令和3年11月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	宇美町
	令和3年11月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	シーメイト	志免町
	令和3年11月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場 旧森林組合横	久山町
令和3年11月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	篠栗町役場	篠栗町	
令和3年11月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場	粕屋町	
令和3年11月19日から 令和4年1月18日まで	左欄の間に行う検査については、古賀市、新宮町、須恵町、宇美町、志免町、久山町、篠栗町及び粕屋町と協議の上、指示する。			古賀市 新宮町 須恵町 宇美町 志免町 久山町 篠栗町 粕屋町

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和3年11月19日から 令和4年1月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	古賀市 新宮町 須恵町 宇美町 志免町 久山町 篠栗町 粕屋町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和3年11月19日から 令和4年1月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	古賀市 新宮町 須恵町 宇美町 志免町 久山町 篠栗町 粕屋町

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和3年11月19日から 令和4年2月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		古賀市 新宮町 須恵町 宇美町 志免町 久山町 篠栗町 粕屋町

福岡県告示第826号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	令和3年11月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら宝珠山営農センター	東峰村
	令和3年11月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	
	令和3年11月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばーる	
	令和3年11月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	筑前町
	令和3年11月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	
	令和3年12月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市多目的施設・原鶴振興センター(サンライズ杷木)	朝倉市
	令和3年12月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	久喜宮地域防災拠点施設(久喜宮地域コミュニティ)	
	令和3年12月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら杷木支店	
	令和3年12月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	三連水車の里あさくら	
	令和3年12月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター	
	令和3年12月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら秋月支店	
	令和3年12月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	令和3年12月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	令和3年12月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	令和3年12月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	令和3年12月15日から 令和4年2月14日まで	左欄の間に行う検査については、東峰村、筑前町及び朝倉市と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	令和3年12月15日から 令和4年2月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和3年12月15日から 令和4年2月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和3年12月15日から 令和4年3月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市	

福岡県告示第827号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

福 岡 県 道	湊 下 府 線	前	糟屋郡新宮町大字湊341番1先から 糟屋郡新宮町大字湊338番7先まで	4.2 ～ 4.2	50.0
		後	糟屋郡新宮町大字湊341番1先から 糟屋郡新宮町大字湊338番7先まで	4.2 ～ 6.2	

福岡県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県 道	木 元 鳥 線	前	柳川市三橋町百町340番先から 柳川市三橋町百町1302番1先まで	3.5 ～ 25.7	241.7
			前	柳川市三橋町百町340番先から 柳川市三橋町百町329番1先まで	10.7 ～ 76.2	
			後	柳川市三橋町百町340番1先から 柳川市三橋町百町1302番1先まで	3.5 ～ 25.7	241.7
			後	柳川市三橋町百町340番1先から 柳川市三橋町百町1293番9先まで	10.7 ～ 54.8	

福岡県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年10月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	木 元 鳥 線	柳川市三橋町百町340番1先から 柳川市三橋町百町1293番9先まで

福岡県告示第830号

次に掲げる病院は、令和3年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地
社会医療法人財団白十字会白十字病院	福岡市西区石丸3-2-1

福岡県告示第831号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
社会医療法人財団白十字会白十字病院	福岡市西区石丸4-3-1	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
医療法人輝栄会福岡輝栄会病院	福岡市東区千早4-14-40	令和3年6月18日から 令和6年6月17日まで
社会保険直方病院	直方市須崎町1-1	令和3年7月29日から 令和6年7月28日まで

福岡山田病院	福岡市東区箱崎 3-9-26	令和 3 年 8 月 1 日から 令和 6 年 7 月 31 日まで
医療法人恵光会原病院	福岡市南区若久 2-6-1	
村上華林堂病院	福岡市西区戸切 2-14-45	
新古賀病院	久留米市天神町 120	
新行橋病院	行橋市道場寺 1411	
医療法人和浩会安藤病院	福岡市城南区別府 1-2-1	令和 3 年 9 月 1 日から 令和 6 年 8 月 31 日まで

福岡県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 3 年 9 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
行居170	おおはし薬局	行橋市大橋三丁目 3-14	R 3・9・1	居管・予居菅
中居128	すずらん訪問看護ステーション	中間市岩瀬西町55番 5号	R 3・9・1	訪看・予訪看
嘉鞍支15	デイサービス シャフト	鞍手郡鞍手町大字猪倉 360	R 3・8・1	通介・予通介・一号通
嘉鞍居37	ヘルパーステーションくらっち	鞍手郡鞍手町大字猪倉 360	R 3・8・1	訪介・予訪介・一号訪

福岡県告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止及び休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 3 年 9 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大介歯81	吉村歯科医院	大牟田市新栄町12-8	R 3・7・31
宗遠居6	すずらん訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町吉田南二丁目 5-22	R 3・8・31

2 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大野介139	乙金メンタルクリニック	大野城市乙金三丁目23-1	R 3・6・30
像支64	ケアプランセンター みあれ苑	宗像市田島2290-1	R 3・8・20

福岡県告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更及び名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 3 年 9 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫居78	むらさき歯科	筑紫野市二日市中央二丁目12-8	筑紫野市二日市中央二丁目10番18号	R3・7・26
福津居42	あすなろ福岡サービスセンター	福津市福岡駅東地区35-1-2	福津市日蒔野一丁目6番10号	R3・2・1
福津居43	あすなろ福岡ヘルパーステーション	福津市福岡駅東地区35-1-2	福津市日蒔野一丁目6番10号	R3・2・1
遠居99	ショートステイ「ふれ愛」	遠賀郡岡垣町大字野間183-1	遠賀郡岡垣町野間南4番7号	H31・4・15

2 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
筑紫介薬92	サンアイ薬局 筑紫店	スカイメディカル 筑紫薬局	筑紫野市大字下見22-6	R3・4・1
朝倉居71	サンアイ調剤薬局 えびす店	スカイメディカル えびす薬局	朝倉市持丸455-8	R3・4・1

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

高速強力NCホブ盤（備出6-1） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和3年8月26日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

関東物産株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区天神三丁目9番33号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

33,979,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年7月16日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字大佐野字野口757番1、763番2及び763番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市大字佐野761番地1

社会福祉法人宰府福祉会

理事長 草本 武俊

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
武島土地改良区	令和 3 年 9 月 14 日

公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第 8 号）第 6 条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

令和 3 年 9 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

一 人事行政の運営の状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

2年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究医療職
新規採用	2,377 (133)	386 (4)	403 (1)	1,529 (128)	0	59
新規再任用	690	135	16	487	35	17

(単位：人)

(注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 「新規採用」欄の()内は任期付採用職員で、内数です。

4 「新規再任用」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 職員の離職

2年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究医療職
定年退職	1,258	217	176	784	46	35
早期退職 募真による退職	220	53	15	144	1	7
その他	495	81	101	291	1	21
再任用の満了	(106) 474	(14) 97		(89) 328	(1) 27	(2) 11

(単位：人)

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 「再任用の満了」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率 %
2年度	5,124,259 人	2,018,160,695 千円	34,095,886 千円	386,427,271 千円	19.1 %	23.9 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	計	
2年度	41,282 人	180,004,091 千円	40,864,373 千円	294,144,052 千円	7,125 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は2年4月1日現在の人数で、電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県営埋頭施設整備運営事業職員(計121人)を除きます。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員数を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
福岡県	101.4	101.1	100.6	100.8
都道府県平均	100.2	100.1	99.8	100.0

(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、学歴や経歴年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告			給与改定率	(参考) 国の改定率 %
	民間給与 A	公務員給与 B	勧告 (改定率)		
2年度	369,011 円	369,095 円	改定なし	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤労手当）

区分	人事委員会の勧告			年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額 月
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	勧告 (改定月額)		
2年度	4.45 月	4.50 月	△0.05 月	4.45 月	4.45 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤労手当の年間支給月額です。

(5) 人事評価の給与への反映状況（知事部局 行政職員の場合）

職員の人事評価結果を昇給号給数と勤労手当の成續率に反映しています。

成績区分	昇給号給数		勤労手当 成續率	
	分布率	標準	標準	標準
第1区分 (最上位)	5 %	標準+2号給	標準+5 %	標準
第2区分 (上位)	25 %	標準+1号給	標準+2.5 %	標準
第3区分 (標準)	-	標準 (4号給)	標準	標準
第4区分	-	2号給	標準-5 %	標準

(注) 55歳以上の職員は、標準での昇給はありません。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	42.4 歳	320,485 円	416,620 円 360,515 円
国	43.2 歳	327,564 円	— 408,868 円
都道府県平均	42.8 歳	324,055 円	413,722 円 366,268 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(以下同じ)

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	56.6 歳	449 人	325,346 円	377,990 円 353,751 円
うち用務員	55.8 歳	154 人	332,143 円	376,639 円 361,806 円
うち自動車運転士	58.8 歳	80 人	300,563 円	379,298 円 323,239 円
うち守衛	58.1 歳	8 人	352,463 円	434,060 円 392,215 円
うちその他技能労務職	56.2 歳	207 人	328,818 円	376,322 円 358,065 円
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	— 328,862 円
都道府県平均	53.6 歳	187 人	318,887 円	373,164 円 350,729 円

③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	46.5 歳	376,760 円	434,700 円
都道府県平均	44.8 歳	372,601 円	430,717 円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	42.8 歳	362,863 円	400,116 円
都道府県平均	42.4 歳	356,917 円	410,239 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	38.4 歳	320,299 円	440,135 円 360,803 円
国	41.4 歳	319,832 円	— 378,311 円
都道府県平均	38.4 歳	323,548 円	456,572 円 371,763 円

(2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

区分	福岡県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円
	高校卒	150,600 円
技能労務職	高校卒	— 円
	中学卒	— 円
高等学校 教育職	大学卒	— 円
	高校卒	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	— 円
	高校卒	— 円
警察職	大学卒	211,400 円
	高校卒	173,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（2年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	267,344 円	361,380 円	385,827 円	402,499 円
	高校卒	230,520 円	314,785 円	360,407 円	375,366 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	331,850 円	342,756 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校 教育職	大学卒	312,763 円	393,967 円	423,749 円	435,433 円
	高校卒	— 円	305,890 円	351,884 円	378,142 円
小・中学校 教育職	大学卒	321,413 円	401,489 円	428,418 円	440,560 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警察職	大学卒	276,502 円	376,396 円	407,739 円	417,763 円
	高校卒	258,685 円	339,023 円	384,804 円	402,307 円

—: 該当職員なし

4 一般行政職の級別職員数の状況（2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	給料月額
1 級	主事 技師	1,458 人	18.0 %	145,800 円 ～ 277,600 円
2 級	主任	1,647 人	20.3 %	195,200 円 ～ 349,500 円
3 級	主査	2,108 人	26.0 %	231,200 円 ～ 388,000 円
4 級	本庁の係長	1,159 人	14.3 %	263,900 円 ～ 395,500 円
5 級	本庁の課長補佐	1,167 人	14.4 %	289,400 円 ～ 410,700 円
6 級	本庁の課長	458 人	5.7 %	318,700 円 ～ 444,400 円
7 級	本庁の次長	73 人	0.9 %	407,600 円 ～ 468,100 円
8 級	本庁の事務局長	14 人	0.2 %	457,900 円 ～ 527,000 円
9 級	本庁の部長	12 人	0.2 %	521,200 円 ～ 559,000 円

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(2年度決算見込)	1,620	千円
期末・勤勉手当		
(2年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.55 月分	1.90 月分	
(1.45) 月分	(0.9) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (2年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
1人当たり平均支給額	1,704 千円	22,138 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (2年4月1日現在)

支給実績(2年度決算見込)		7,660,516 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算見込)		169,110 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
東京都特別区	20 %	36 人
大阪市	16 %	6 人
府中市、名古屋市	15 %	1 人
県内市町村	5.4 %	41,622 人
医師・歯科医師	16 %	48 人

(注) 1 医師及び歯科医師の支給率は、東京都特別区の場合を除き支給対象地域にかかわらず16%です。
2 教育職給料表(三)が適用される職員は県内一律1.8%です。

教 育 公 務 員	<p>教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主任 *通所指導主任 (高等学校、中等教育 学校及び特別支援学 校の高等部に置かれ るもの) *学科主任 *農場長 *業務主任 *学年主任 (一の学年が3学級以 上の学年に置かれる もの)</p> <p>主として私服目の従事する 犯罪の予防及び捜査並び に被疑者逮捕の作業</p> <p>留置施設看守及び被疑者 (被告人その他法令により 拘束されている者を含む。) 護送の作業</p> <p>交通捜査作業</p> <p>犯罪鑑識作業</p> <p>交通取締用自動車その他 特殊自動車の運転、警備 用船舶運行及び自動車 検査に関する作業</p> <p>暴力団犯罪対策及び銃器 等犯罪捜査の作業</p> <p>結核患者接触作業</p> <p>死体処理作業</p> <p>坑内作業</p> <p>航空機の帰航及び航空機 に搭乗して行う操縦以外の 作業</p> <p>警ら作業</p> <p>爆発物の取締り及び処理 の作業</p> <p>夜間特殊業務に従事する 作業</p> <p>救難救助作業(そのための 訓練の作業を含む。)</p> <p>夜間緊急処理作業</p> <p>速報地海上警戒作業</p> <p>潜水作業</p> <p>国際緊急救助作業</p> <p>サリンその他の特殊危険物 質の処理等の作業</p> <p>海外犯罪情報収集作業</p> <p>身立警護等作業</p>	<p>主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事</p> <p>犯罪の予防及び被疑者逮捕等</p> <p>留置施設看守及び被疑者護送</p> <p>高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等</p> <p>現場等における犯罪鑑識</p> <p>交通指導取締、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び 捜査専用車等の運転等</p> <p>銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等</p> <p>結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等</p> <p>人の死体の解剖・検視・実見見分等直接死体に接触する作業</p> <p>鉱山の坑内又はは掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落 盤等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業</p> <p>①航空機の帰航作業 ②航空機に搭乗して行う整備作業 ③航空機に搭乗して行う操縦及び整備以外の作業</p> <p>警ら作業</p> <p>①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業</p> <p>正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間 帯が深夜の一部又は全部を含むとき</p> <p>①危険を伴う山岳地遭難者の救難救助又は天災地変若しくは水難、火 災、危険物の爆発事故その他異常事態における救難救助 ②福島原発の敷地内及びその周辺の区域で行う業務</p> <p>突発的発生業務の処理のために、正報の勤務時間外の時間において緊 急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時間帯 の一部又は全部が夜間であるとき</p> <p>速報地の離島周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う 水上警戒の作業</p> <p>潜水器具着用品による潜水作業</p> <p>海外地域での国際緊急救助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国 際緊急救助活動の作業</p> <p>特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等</p> <p>日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める 場合に限る。)</p> <p>天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身立警衛若しくは身立警護</p> <p>新型コロナウイルス感染症の駆逐等の業務 行つた業務 ① 駆逐患者等の身体に直接接触して又はこれらの者に接して行う作業 ② 駆逐患者等が使用した物件の処理、駆逐患者等の生活支援、関係 機関との連絡調整 ③ 検体の搬送</p>	<p>81,327 千円</p> <p>273,322 千円</p> <p>31,833 千円</p> <p>84,641 千円</p> <p>17,176 千円</p> <p>78,418 千円</p> <p>2,913 千円</p> <p>0 千円</p> <p>94,473 千円</p> <p>0 千円</p> <p>14,200 千円</p> <p>189,560 千円</p> <p>24 千円</p> <p>316,552 千円</p> <p>4,230 千円</p> <p>2,622 千円</p> <p>0 千円</p> <p>53 千円</p> <p>0 千円</p> <p>0 千円</p> <p>0 千円</p> <p>283 千円</p> <p>26,342 千円</p>	<p>日額200円</p> <p>日額83.20円、560円</p> <p>日額230円、240円</p> <p>日額83.10円～840円</p> <p>日額280円、560円</p> <p>日額250円～560円</p> <p>日額560円～1、640円</p> <p>日額230円</p> <p>1体当たり1、600円、 3、200円</p> <p>日額1、900円</p> <p>①1時間5、100円 ②1時間2、200円 ③1時間1、900円</p> <p>日額340円</p> <p>①日額300円、460円 ②1件当たり5、200円</p> <p>1回410円、730円</p> <p>①日額410円、840円、 1,680円 ②日額660円 ～40,000円</p> <p>1回1、240円</p> <p>日額1、100円</p> <p>1時間310円～1、500円</p> <p>日額4,000円</p> <p>日額250円～4、600円</p> <p>日額1,100円</p> <p>日額640円、1、150円</p> <p>①日額4,000円 ②日額3,000円</p> <p>①日額2,000円 ②日額1,500円 ③日額 290円</p>
-----------------------	--	---	---	--

(6) 時間外勤務手当 (全職員)

支給実績(2年度決算見込)	9,029,367 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算見込)	428 千円
支給実績(元年度決算)	8,939,301 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	422 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (2年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算見込)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 行政職給料表7級、研究職給料表5級及び特定獣医師職給料表7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円 	4,819,653 千円	251,469 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 ・家賃—16,000円 ・家賃27,000円超 ・家賃27,000円+(家賃—27,000円)×1/2 (支給限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2 	3,636,933 千円	278,863 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 ・通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算(県外上限41,000円) 	5,460,877 千円	132,681 円
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業等の給与水準と調整するため に支給 ・医師、歯科医師 309,400円以下(35年) ・研究員 100,000円以下(10年) ・獣医師 45,200円以下(15年) 	132,404 千円	765,341 円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・30,000円～100,000円 	69,496 千円	308,871 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,300円 ・医師、歯科医師 21,000円 ・生活指導 7,400円 ・寄宿舎指導 6,100円 	1,508,251 千円	188,838 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 ・週休日等 1回 4,000円～12,000円 ・平日深夜 1回 2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍) 	75,246 千円	174,181 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間 	984,145 千円	96,324 円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数 	2,052,516 千円	160,579 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (42,100円～139,100円) 	1,771,406 千円	742,106 円
農林漁業普及指導手当	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 ・給料月額×8% (管理職手当支給者は4%) 	83,698 千円	306,586 円
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○生活が著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目2%、6年目2%、(最高6年) * 級地区別別支給割合 4%～25% 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○特地方署又は特地方署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目4%、6年目2%、(最高6年) 		
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在するへき地等学校に勤務する職員に対して支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×級地区別別支給割合—地域手当 * 級地区別別支給割合 6%～22% 	30,167 千円	279,324 円
	<ul style="list-style-type: none"> ○へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後5年間 4%、その後1年間 2% 		

義務教育等教員特別手当	<p>○義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当、定時制通信教育手当の支給を受ける期間は調整支給する。 * 夜間定時制、通信教育に係る定時制通信教育手当又は農業、水産に係る産業教育手当の受給期間：定額の3/4の額 * 上記以外の者：定額の2/4の額 	1,371,465 千円	58,770 円
産業教育手当	<p>○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(給料月額＋教職調整額)×5% (定時制通信教育手当支給者、管理職手当支給者は3%) 	120,769 千円	194,475 円
定時制通信教育手当	<p>○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(給料月額＋教職調整額)×3～5% <ul style="list-style-type: none"> *校長、副校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3% 	63,952 千円	164,401 円

6 特別職の報酬等の状況（2年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	知事	1,350,000 円
	副知事	1,080,000 円
報酬	議長	1,110,000 円
	副議長	980,000 円
	議員	890,000 円
期末手当	知事	(2年度支給割合)
	副知事	3.35 月分
退職手当	議長	(2年度支給割合)
	副議長	3.35 月分
	議員	
地域手当	知事	(算定方式) 135万円×在職月数×0.519 33,631 千円 (1期の手当額) (支給時期)
	副知事	108万円×在職月数×0.394 20,425 千円 (任期毎) (任期毎)
		支給率 5.4%

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

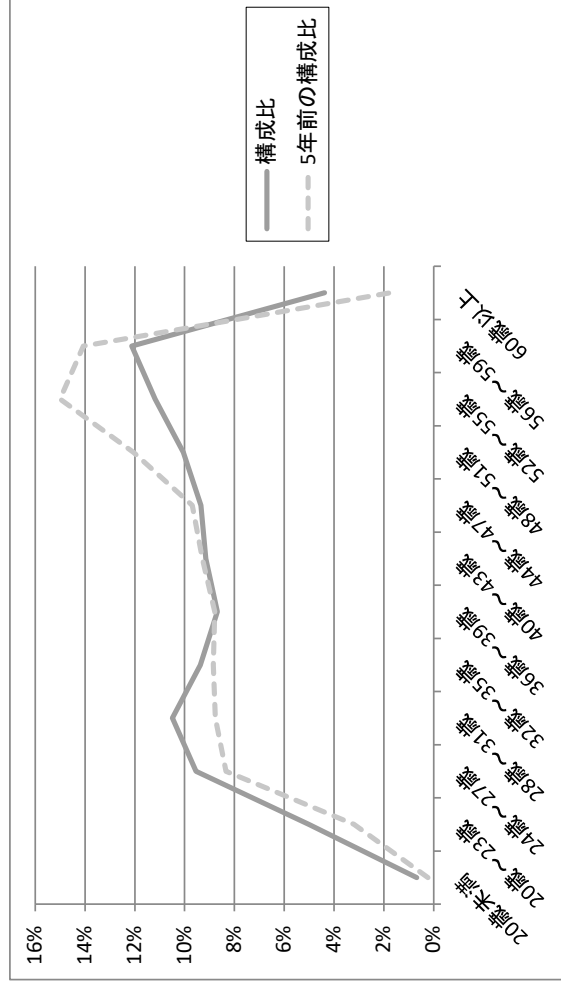
区 部 門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和2年	平成31年		
知事部局	7,542	7,564	△ 22	事務事業の見直しなど (参考:人口10万当たり職員数147.02人)
教育委員会	21,461	21,160	301	小学校の学級増など (参考:人口10万当たり職員数418.36人)
その他	12,400	12,349	51	警察官の欠員補充など (参考:人口10万当たり職員数241.72人)
合計	41,403	41,073	330	(参考:人口10万当たり職員数807.10人)

(単位:人)

(注) 1 定員管理調査(各年4月1日現在)において報告した職員数です。

2 その他は、各種委員会(教育委員会を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

(2) 年齢別職員構成の状況（2年4月1日現在）



区分	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	281	2,075	4,343	3,877	3,594	3,788	3,870	4,160	4,631	5,022	1,812	41,403
	未滿	23歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
知事部局		7,585	7,533	7,523	7,585	7,564	7,542	△ 43 (△0.6)
教育委員会		30,789	31,151	20,291	20,745	21,160	21,461	△ 9,328 (△30.3)
その他		11,856	11,923	12,024	12,069	12,349	12,400	544 (4.6)
計		50,230	50,607	39,838	40,399	41,073	41,403	△ 8,827 (△17.6)

(注) 1 定員管理調査(各年4月1日現在)において報告した職員数です。
 2 その他は、各種委員会(教育委員会を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

8 公営企業職員の状況

(1) 職員給与費の状況

決算見込

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
2年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	449,993	30,065	159,141	35.4	36.0
工業用水道事業	1,535,353	424,346	199,323	13.0	13.7
工業用地造成事業	3,152,011	181,824	13,223	0.4	0.7

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当 期末・勤勉手当	計 B	
2年度	人	千円	千円	千円	千円
電気事業	14	69,211	18,977	26,633	114,821
工業用水道事業	19	84,055	20,459	33,000	137,514
工業用地造成事業	4	12,645	2,898	5,852	21,395

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、3年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（2年4月1日現在）

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	42.4 歳	363,501 円	683,462 円

・工業用水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	42.7 歳	340,780 円	603,128 円

・工業用地造成事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	37.6 歳	322,497 円	445,731 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公 営 企 業	行 政 職 員
1人当たり平均支給額(2年度決算見込)	1人当たり平均支給額(2年度決算見込)
期末・勤勉手当 1,770 千円	期末・勤勉手当 1,620 千円
(2年度支給割合)	(2年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.55 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分
(1.45) 月分 (0.9) 月分	(1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（2年4月1日現在）

	公 営	企 業	行 政	職 員
(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)	—	定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額	— 千円	23,458 千円	1,704 千円	22,138 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（2年4月1日現在）

支給実績(2年度決算見込)		9,394 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算見込)		253,893 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
県内市町村	5.40 %	37 人
		5.40 %

エ 特殊勤務手当（2年4月1日現在）

支給実績(2年度決算見込)		132 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算見込)		9,446 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		37.8 %
手当の種類(手当数)		3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算見込)	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	支給対象の作業に従事した職員	①高圧機器整備・点検作業 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洪水吐グートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏水事故復旧等の道路上作業 ⑦災害応急作業	109 千円	①日額300円 ②日額220円 ③～④日額220円～320円 ⑤日額130円～250円 ⑥日額300円 ⑦日額480円～1,095円
用地交渉手当	交渉業務に従事した職員	用地交渉業務	8 千円	日額700円～1,050円
防疫等作業手当	新型コロナウイルス防疫等作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の軽症患者等が療養する宿泊施設において行う次の業務 ① 軽症患者等の身体に直接接触し て又はこれらに接して行う作業 ② 軽症患者等が使用した物件の処理、軽症患者等の生活支援、関係機関との連絡調整 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために行う次の業務 ① 患者等の救護(移送及び入院を含む)、疫学調査、検体の採取 ② 患者等の移送に使用した物件の処理、移送後における車両の消毒 ③ 検体の搬送	15 千円	①日額4,000円 ②日額3,000円 ①日額2,000円 ②日額1,500円 ③日額 290円

オ 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算見込)	10,205 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算見込)	309 千円
支給実績(元年度決算)	13,808 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	418 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（2年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	行政職員の制度との異同	行政職員の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算見込)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 企業職給料表(一)7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円 	同じ	—	3,518 千円	195,467 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円＋(家賃－27,000円)×1/2 (支給限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 上記額の1/2 	同じ	—	2,602 千円	260,200 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 ・通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円) 	同じ	—	11,759 千円	345,848 円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・30,000円～100,000円 	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 ・週休日等 1回4,000円～12,000円 ・平日深夜 1回2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍) 	同じ	—	181 千円	60,167 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間 	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間 	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (89,700円～109,500円) 	同じ	—	4,543 千円	1,135,800 円

9 職員の人事評価の状況

任命権者は、能力及び実績に基づき人事管理の徹底を図るため、任用、給与その他の人事管理の基礎として人事評価を定期的の実施し、その結果に応じた措置を講ずることとされています。各任命権者における取組は、以下のとおりです。

【知事部局等】

評価対象者	令和2年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【教育委員会】

評価対象者	令和2年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月（県立学校の教育職員及び市町村県費負担教職員については、四月）に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【警察本部】

評価対象者	全警察職員。ただし、地方警務官及び特別職非常勤職員を除く。
評価対象期間	12月1日～翌年11月30日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業績を評価。 ・上司による重層的な評価を実施。 ・人事評価の結果、必要がある場合は、評価者等が被評価者に対し、業務指導、助言等を実施。
結果の活用	転任や昇任等の人事面、勤勉手当等の給与面に活用

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、知事部局及び教育委員会は午前8時30分から午後5時15分まで、警察本部は午前9時から午後5時45分までとしています。また、交代制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、知事部局及び教育委員会(学校を除く。)においては、一般的な職員の勤務時間に加え、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等25項目を設けています。

11 職員の休業に関する状況

(1) 休業の概要

「休業」とは、職は保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となっています。

次世代育成や女性職員の活躍推進の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っているところである。

自己啓発等休業は、公務員としての能力・資質向上や公務意識の醸成及び国際協力を促進するため、大学院等課程の履修又は国際貢献活動への参加を可能とする制度です。

大学院修学休業は、公立学校の教員が専修免許状を取得する機会を拡充するため、国内外の大学院等に在学してその課程を履修することを可能とする制度です。

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする制度です。

(2) 休業の状況

令和2年度における職員の休業の状況については、次のとおりです。

(単位:人)

休業の種類	育児休業	自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業	合計
人数	668	0	2	1	671
	647	6	1	4	658

(注)1 上段は令和2年度に新たに新たに取得した者、下段は令和元年度以前から引き続き取得している者の人数です。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 同一の者が複数回にわたって休業を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

12 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。令和2年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	降任	免職	休職	合計
処分事由				
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	672	672
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合(縦横が軸)			2	2
災害により生死不明又は所在不明となった場合(縦横が軸)			0	0
合計	0	0	674	674

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

- 2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。
- 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。
- 4 条件付採用期間中の職員に、分限処分に準じる措置が行われた場合は、その数を計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。令和2年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	免職	停職	減給	戒告	合計
処分事由					
給与・任用に関する不正(給与不正領得等)	0	0	0	4	4
一般服従反関係(欠勤、勤務態度不良等)	0	0	2	3	5
一般非行関係(傷害、異性関係非行等)	3	0	2	1	6
収賄等関係(収賄、横領等)	0	1	1	0	2
道路事故・交通法規違反	1	1	0	0	2
監督責任	0	0	0	0	0
合計	4	2	5	8	19

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

- 2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

13 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、12(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動規程を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

14 職員の退職管理の状況

本庁課長級以上の職に就いている職員であった者が、離職後2年間に再就職した場合は、福岡県職員の退職管理に関する条例(平成27年福岡県条例第54号)第3条の規定により、再就職先の名称等について離職時の任命権者に届け出ることとされています。

令和2年度の各任命権者への届出状況は、次のとおりです。

任命権者	届出件数 (件)	再就職先の内訳					
		国又は地方公共団体の機関	公益法人等	学校法人等	その他の非営利法人	営利法人 その他	
知事	60	2	13	5	19	15	6
教育委員会	26	1	5	16	0	2	2
警察本部長	29	0	2	0	6	21	0
その他	6	1	0	0	2	2	1

(注) 1 再任用等、人事委員会規則で定める場合は届出が不要です。

2 公益法人等には、独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。

3 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。

15 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部に勤務する職員について

ては、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

令和2年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	通信研修支援 自主研究グループ支援
職場における研修	部局研修・所属研修(人権・同和問題、公務員倫理 等) 業務専門研修
研修所における研修	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修) 専門研修(財務諸表の読み方、折衝・交渉力、問題解決思考力、プレゼンテーション等) 特別研修(トップセミナー、地域貢献活動実践 等)
派遣研修	自治大学校派遣研修 都道府県、市町村、企業等派遣研修 等

(教職員)

職場における研修	各所属の諸課題における研修(授業改善、教育相談 等)
教育センター、体育 研究所等における 研修	基本研修(若年教員研修、中堅教諭等資質向上研修、エキスパート教員研修、新任校長研修 等) 専門研修(各教科の指導に関する研修 等) 長期研修 課題研修(ICT活用基礎研修、体力向上、薬物乱用防止 等)
派遣研修	産業・理科教育教員派遣研修 教職員等中央研修(校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修 等) 国立大学大学院等修士課程への現職教員派遣研修 長期社会体験派遣研修

(警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外講師による講演 等
警察学校における 研修	採用時教養 昇任時教養 専科等教養
派遣研修	語学委託研修 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

16 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)並びびに各任命権者の安全衛生管理規程及び健康管理規程に基づき、総括安全衛生

管理者、健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者を選任するとともに、総括安全衛生委員会、警察本部衛生委員会等を設置しています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は、健康管理担当者(所属長)及び副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障がいや疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、「二 令和2年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4のとおりです。

二 令和2年度における人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

令和2年度に実施した職員の競争試験の状況は、次のとおりです。

① 職種及び日程

試験の種類	職種	日程				最終 合格発表 日
		受付期間	1次試験	2次試験		
I 類	試験区分等 行政、教育行政、警察行政、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	5月11日 ～5月22日	6月28日	7月13日 ～7月30日	8月7日	
		8月11日 ～8月21日	9月27日	10月14日 ～10月22日 10月9日～ 10月20日	11月6日	
II 類	農業 行政、教育行政	7月13日 ～7月22日	8月23日	11月7日 ～11月22日	12月14日	
III 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月8日 ～7月16日	8月6日 ～8月19日	
		8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	
民間企業等 職務経験者	行政	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月8日 ～7月16日	8月6日 ～8月19日	
		8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	
警察官A (男性)	第1回 第2回	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月8日 ～7月16日	8月6日 ～8月19日	
		8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	
警察官A (女性)	第1回 第2回	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月8日 ～7月16日	8月6日 ～8月19日	
		8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	
警察官A (武道指導)	第1回 第2回	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	8月12日 8月19日	9月18日	
		8月13日 ～9月2日	9月20日	12月10日	12月24日	

警察官B (男性)	—	8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	12月24日
警察官B (早期採用男性)	—	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月6日 ～7月7日	7月21日 ～7月22日	8月21日
警察官B (女性)	—	8月13日 ～9月2日	9月20日	10月5日 ～10月15日	11月9日 ～11月18日	12月24日
警察官B (早期採用女性)	—	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月6日 ～7月7日	7月21日 ～7月22日	8月21日
警察官C	—	4月1日 ～4月22日 5月11日 ～5月22日	6月21日	7月11日	8月17日	9月18日

② 人数

試験の種類	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	受験 倍率 (倍)
I類	135	1,467	951	64.8	305	155	6.1
II類	31	487	303	62.2	87	37	8.2
III類	32	648	393	60.6	105	56	7.0
民間企業等職務経験者	16	1,075	670	62.3	46	26	25.8
警察官A (男性)	125	1,862	1,202	64.6	519	161	7.5
警察官A (女性)	44	552	316	57.2	181	53	6.0
警察官A (武道指導)	7	7	6	85.7	6	6	1.0
警察官B (男性)	89	1,335	998	74.8	362	98	10.2
警察官B (早期採用男性)	14	803	589	73.3	58	20	29.5
警察官B (女性)	27	417	288	69.1	112	30	9.6
警察官B (早期採用女性)	10	265	174	65.7	42	15	11.6
警察官C	8	55	40	72.7	21	4	10.0
計	538	8,973	5,930	66.1	1,844	661	9.0

(2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職については選考によることができるとされています。

令和2年度に各任命権者から提出された採用選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)
部長相当職	2	1
次長相当職	5	
課長相当職	14	12
課長補佐相当職	19	1
係長相当職	25	
主任主事相当職	18	1
主事相当職	7	8
計	90	23

職	警察本部 (件)
警視相当職	12
警部相当職	
警部補相当職	1
巡査部長相当職	2
巡査相当職	9
計	24

なお、令和2年度に人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職 種	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
選考 (前期)	看護師、研究職員（ 金属、化学D）、獣 医師、船員（航海） 、心理判定員、児童 自立支援専門員、保 育士、保健師、職業 指導員（建築科、空 調設備科、自動車整 備科、プログラム設 計科、OA事務科、 左官科）	42	137	111	85	43	2.6

選考 (後期)	児童福祉(職務経験者)、心理判定員(職務経験者)、研究職員(化学D)、船員(航海)、職業指導員(空調設備科、自動車整備科、OA事務科)	16	70	59	42	20	3.0
就職氷河期世代を対象とする採用選考	行政、教育行政、警察行政	8	352	288	28	8	36.0
障がい者を対象とする採用選考	行政、教育行政、警察行政	11	122	98	34	10	9.8

(3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。令和2年度に各任命権者から提出された昇任選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)	職	警察本部 (件)
部長相当職	17	1	警視相当職	54(46)
次長相当職	36	3	警部相当職	11(0)
課長相当職	101	7	警部補相当職	14(0)
課長補佐相当職	208	30	巡査部長相当職	20(0)
係長相当職以下	123	23	計	99(46)
計	485	64		

(注) () 内は公安職で内数です。

(4) 任期付職員の採用の承認

任命権者は、任期付職員(任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員)の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。
令和2年度の人事委員会の承認件数は3件です。

- (注) ・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

2 給与に関する報告及び勧告〔令和2年10月15日〕の状況及び給与等に関する報告〔令和2年11月12日〕の状況

給与等に関する報告及び勧告は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について議会及び知事に対して行うものです。

令和2年度に実施した報告及び勧告の概要は次のとおりです。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、民間給与の調査について、特別給等と月例給の実施時期を別にしたことから、給与等に関する報告及び勧告を2回に分けて行っています。

(1) 給与に関する報告及び勧告〔令和2年10月15日〕

① 概要

令和元年8月から令和2年7月までの直近1年間の民間の支給割合に基づく期末・勤勉手当の改定

・ 期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引下げ

② 民間との比較

期末・勤勉手当

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.45月	4.50月

(2) 給与等に関する報告〔令和2年11月12日〕

① 概要

令和2年4月の公民較差に基づく月例給の改定なし

・ 民間給与との較差(△0.02%)が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定なし

② 民間給与との比較

月例給の較差

令和2年	参考(平成31年)
△84円(△0.02%)	528円(0.14%)

③ 意見

ア 人材の確保及び育成について

(7) 有為な人材の確保

本委員会としては、新型コロナウイルス感染症の影響により説明会が中止されるなど、人材確保の活動が制限を受ける中、優秀な人材を継続的に確保するためには、任命権者と緊密に連携しながら、受験者層に発信する広報内容の充実や、オンラインを活用した情報発信など、より有効な受験者確保策に積極的に取り組んでいく。

(1) 女性の採用・登用の拡大

複雑化・多様化している行政課題に対応するため、有為な女性職員の採用・登用を進めてきており、管理職等への登用について一定の成果が見られたところであるが、今後は、組織の実情や改善すべき要因の分析等を踏まえて、計画的に取り組み必要がある。

(ウ) **人事評価制度に基づく適正な人事管理**

本県の人事評価制度は、全職員を対象に給与への反映がされており、既に制度として職員に受け入れられているところである。任命権者は、引き続き運用実態の検証や評価者である管理職員のスキル向上などに努め、職員の理解と納得を得ながら適正な人事管理を進めていく必要がある。

イ **働き方改革の推進と勤務環境の整備等について**

(7) **時間外勤務の上限規制の徹底及び長時間労働の是正**

本県職員の時間外勤務命令の状況調査により、例外業務に該当しない通常業務により上限時間を超えた職員が認められた。任命権者においては、所属長に対し、時間外勤務の上限遵守を徹底するよう指導するとともに、長時間労働の要因について検証を行い、対策を講じる必要がある。さらに、各所属においては、管理監督者がマネジメント能力を最大限に発揮し、業務の効率化、平準化に積極的に取り組んでいくことが重要である。

(1) **教員の働き方改革による長時間労働の是正**

教員の働き方改革を進めるため、一年単位の変形労働時間制の導入はその選択肢の一つであるが、制度導入に当たり、これを実りあるものとするためには、実質的な教員の負担軽減をあわせて実施することが不可欠である。

また、教育委員会においては、ＩＣカードによる勤務時間管理システムによって勤務時間の実態を把握し、教員が在校等時間の上限時間を遵守できるよう超過勤務縮減のための対策を行うとともに教員の健康確保措置を講ずることが必要である。あわせて小中学校や市町村の取組を支援することにより、本県の教職員の働き方改革を牽引していくことが求められる。

(ウ) **長時間労働者の健康確保**

長時間の時間外勤務等に伴う疲労の蓄積は、職員の健康障害発症のリスクを高めることから、任命権者においては、職員の健康不調を早期に発見し、解消する必要がある。そのため、長時間労働に従事した職員の健康状況を適確に把握するとともに、当該職員に対する医師の面接指導の確実な実施に引き続き努める必要がある。

(1) **年次休暇の使用促進**

年次休暇の使用は、職員の心身の疲労回復や、仕事と生活の調和のために重要である。任命権者においては、引き続き、所属における年次休暇の使用促進について所属長を指導するとともに、管理監督者においては、職員が年次休暇を使用しやすい職場環境づくりや計画的・連続的な使用の促進に、より一層努める必要がある。

(ウ) **仕事と家庭等の両立支援及び多様な働き方の推進**

育児、介護などの事情を有する職員が、仕事と家庭等を両立させながら安心して働き続けるために、管理監督者においては、必要とする職員が、性別にかかわらず両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりに努める必要がある。

また、任命権者において取り組まれている時差通勤や在宅勤務、ＩＣＴの活用など

多様な働き方は、様々な場面における円滑な職務遂行だけでなく、職員の仕事と家庭等の両立に寄与するとともに、有為な人材確保にもつながるものであることから、引き続き、弾力的な働き方について検討を進める必要がある。

(カ) ハラスメント防止対策

本年4月、パワー・ハラスメントの防止等の措置を講じるための人事院規則が制定され、パワー・ハラスメントの禁止、苦情相談への対応等が規定された。また、セクシュアル・ハラスメント等に係る人事院規則についても注意義務規定を禁止規定とする改正が行われた。

これらを踏まえ、任命権者においては、関係する指針等の見直しを行ったところであるが、指針等の改定にとどまらず、職員に対して更なる周知を図るとともに、管理監督者に対する研修等を通じて、その責務について認識を徹底させることなどにより、実効性のあるハラスメント防止策を適切に講じていく必要がある。

(キ) メンタルヘルス対策

任命権者においては、精神疾患により長期病気休暇等を取得した職員数の増加傾向の原因や背景の分析を進めるとともに、引き続き、風通しの良い職場づくり、職員自身のセルフケア能力や管理監督者のマネジメント能力の向上、不調を生じた職員の早期発見と適切な対応、療養から復帰した職員に対する職場での支援、再発防止に向けた取組を一層推進する必要がある。

(ク) 会計年度任用職員制度等の適切な運用

臨時的任用職員及び非常勤職員の任用要件の厳格化並びに会計年度任用職員制度の創設が盛り込まれた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は令和2年4月に施行されており、任命権者は、この改正法の趣旨に沿って、引き続き、適切に制度を運用していく必要がある。

ウ 定年の引上げに関する制度について

人事院は、平成30年に定年の引上げについて意見の申出を行い、令和2年人事院勧告においても、昨年に引き続き早期に実施されるよう要請が行われている。

本県の実態に即した定年の引上げを円滑かつ着実に実施できるよう、役職定年制のあり方、既存の再任用制度との均衡等、解決すべき諸課題を整理し、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、所要の準備を進めていく必要がある。

エ 公務員倫理の徹底について

職員においては、福岡県職員としての使命感と矜持を堅持するとともに、公務の内外を問わず、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、厳正な服務規律の保持や法令遵守の徹底が求められる。

任命権者においては、引き続き、あらゆる機会を捉えて職員の意識改革に努めるなど、不祥事の根絶に向けた取組を粘り強く進めていく必要がある。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たります。

(1) 係属の状況

	令和元年度末の 係属件数 (件)	令和2年度中の 要求件数 (件)	令和2年度中の 処理件数 (件)	令和2年度末の 係属件数 (件)
県分	1	1	1	1
受託分	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

令和2年3月12日付け措置要求は取り下げられた。

4 不利益処分についての審査請求の状況

不利益処分についての審査制度は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして職員から審査請求があった場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定（裁決又は決定）を行うものです。

(1) 係属の状況

	令和元年度末の 係属件数 (件)	令和2年度中の 申立て件数 (件)	令和2年度中の 処理件数 (件)	令和2年度末の 係属件数 (件)
懲戒処分	28	0	6	22
分限処分	1	0	0	1
その他	2	0	1	1
計	31	0	7	24
受託分	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

事 案 名	審査等の状況
昭和59年(不)第10020号事案	取下げ 令和2年5月13日
昭和62年(不)第101号事案	取下げ 令和2年5月13日
平成5年(不)第10号事案	取下げ 令和2年5月13日
令和元年(審)第1号事案	裁決 令和2年6月26日
令和元年(審)第2号事案	裁決 令和2年8月7日
令和元年(審)第3号事案	裁決 令和2年12月23日
昭和45年(不)第18853号事案	取下げ 令和3年1月27日

県 分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市宰都二丁目362番1、362番15から362番26まで、416番1及び416番6から416番9まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市五条二丁目6番34号

眞鍋建設株式会社

代表取締役 眞鍋 栄司

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
令和3年度生徒実習用パソコン等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名

NTT・TCリース株式会社九州支店

- (2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
637,876,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和3年7月16日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年9月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
令和3年度ネットワーク機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NTT・TCリース株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

384,203,160円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年7月16日

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和3年9月28日

福岡県労働委員会会長 山下 昇

氏名	委嘱年月日	現職等	備考
上田竹志	令和元.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大坪稔	令和元.11.26	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳永響	令和元.11.26	弁護士	同上
所浩代	令和元.11.26	福岡大学法学部教授	同上
服部博之	令和元.11.26	弁護士	同上
森裕美子	令和元.11.26	弁護士	同上
山下昇	令和元.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	同上
隈本泰清	令和元.11.26	U Aゼンセン福岡県支部顧問	現労働者委員
桑原忠志	令和元.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
先川勇司	令和3.9.13	九州電力労働組合本店支部執行委員長	同上
島添幹子	令和元.11.26	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
高田章男	令和元.11.26	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上

藤田桂三	令和2.9.10	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
吉村淳治	令和元.11.26	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有馬紀顕	令和元.11.26	福岡県経営者協会顧問	現使用者委員
熊手艶子	令和元.11.26	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹内直行	令和元.11.26	(株)井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上
谷川由利子	令和元.11.26	総合メディカル(株)取締役常務執行役員	同上
中村年孝	令和3.9.13	福岡県経営者協会専務理事	同上
宮田克彦	令和元.11.26	西日本鉄道(株)顧問	同上
和田金也	令和元.11.26	(株)岩田屋三越取締役執行役員総合企画部長	同上
後藤裕	令和元.11.26	弁護士	前公益委員
南谷敦子	令和元.11.26	弁護士	同上
上野茂伸	令和元.11.26	元日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	前労働者委員
松岡嘉彦	令和元.11.26	福岡県経営者協会顧問	前使用者委員
野口眞	令和3.4.9	福岡県労働委員会事務局長	
南里妙子	令和3.4.9	福岡県労働委員会事務局次長(兼)調整課長	
山本隆二郎	令和元.11.26	福岡県労働委員会事務局審査課長	